



学校にも働き方改革の風を ～労働安全衛生について～

9月28日(金)に、サンセール盛岡で各学校の衛生管理者、衛生推進者を対象とした安全衛生管理研修会が開催されました。働き方改革に関して、県教委は「学校業務のスクラップアンドビルド検討ワーキンググループ」を9月6日に開催し、高教組も業務削減に向けた話し合いに参加しました。社会的にも教職員の働き方に関心が集まっている情勢を追い風に、県教委当局への要請を強化するとともに、労働安全衛生体制の確立に向けたとりくみをすすめていきます。

1 労働安全衛生法とは

労働安全衛生法は、労働基準法から関係法規が分離独立してできた法律です。

目的)

- ・労働災害の防止
- ・より快適な作業環境の形成の促進

労働環境をより良くするための法律ですね！



2 各学校でのとりくみは

労働基準監督機関の指導監督による他律的な防止措置だけでなく、自らの問題として認識し、自主的にとりくむことが必要です。

それぞれの事業所の規模に応じた管理体制を取ることを義務づけられています。

- ・衛生管理者 — 常時50人以上の労働者を使用する全ての事業所で選任される
- ・衛生推進者 — 10人以上50人未満の労働者を使用する全ての事業所で選任される
- ・産業医 — 50人以上の労働者を使用する事業所で選任される
- ・作業主任者 — ボイラー取り扱い業務等労働法施行令第6条に規定する危険・有害な作業に従事する労働者の責任者として事業者の規模にかかわらず選任される
- ・衛生委員会 — 労働者の健康の保持増進や労働災害防止に関して事業者に意見を述べさせるために設置する



衛生委員会は、休憩室に横になれるソファが欲しいな、更衣室がちょっと狭いな、という環境のことから、長時間労働のことまで話せるよ！

3 長時間労働について

- ・労働時間が 1カ月あたり100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を行わなければならないとしています。面接指導の基準が 80時間に引き下げられました(施行期日2019年4月1日)
- ・使用者は労働者の健康確保措置を強化する観点から、タイムカードなどによる客観的な方法で労働者の労働時間の把握をしなければならないとしています。